

大阪府住宅供給公社役員（常務理事）公募実施要領

1 募集内容

役員（常務理事）1名を募集する。

職務内容は、別添「役員（常務理事）の職務内容書」を参照。

2 応募資格

次のすべての要件を満たす者とする。

- (1) 常勤の役員（常務理事）として公社の業務運営に専任できる者
- (2) 公社の自立した経営体の確立に向け、役員としてリーダーシップを発揮し、的確に業務を遂行できる見識、能力及び熱意を有する者
- (3) 大阪府、金融機関、その他の関係機関との円滑な交渉、調整業務が遂行できる者
- (4) 企業等において、管理職などマネジメント業務の経験を有する者又はそれと同等の経験を有する者
- (5) 高度なコンプライアンスマインドやガバナンス強化の意識を有し、公平性と透明性を確保の上、業務を遂行できる者
- (6) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でない者
- (7) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していない者
- (8) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終えた者又はその執行を受けることがなくなった者
- (9) 心身とも健康で、令和3年7月1日から勤務できる者（ただし、状況により令和3年7月1日以前に採用される場合がある。）
- (10) 昭和33年4月2日以降に生まれた者（令和3年4月1日現在62歳以下の者）

3 申込方法等

(1) 申込書等の入手方法

・この実施要領を含む申込書等は、令和2年10月19日（月）から、公社のホームページからダウンロードすることができる。また、大阪府のホームページでも閲覧できる。

※大阪府トップページ ⇒ 職員採用情報 ⇒ 指定出資法人の役職員採用等に関する情報

・郵送希望者は、封筒に、返信用封筒（角形2号封筒に120円切手を貼り、あて先及び氏名を明記）を同封して、公社総務企画部総務課あて請求すること。

(2) 申込方法

応募希望者は、次の書類を公社総務企画部総務課まで郵送で提出すること。

なお、提出された書類は返却しない。

① 応募申込書（別紙様式）

・氏名を自署の上、押印すること。

・3ヶ月以内に撮影した上半身正面の写真（縦4cm×横3.2cm）を貼付すること。

- ・学歴は高等学校修了時から年代順に記入すること。
- ・職歴は、会社名、所属部課名、職務内容等を記入すること。

② 小論文（参考様式1、A4縦長、横書き）

「今後の大阪の住宅まちづくりにおける当公社の役割について」というテーマで、2,000字程度で作成すること。

参考様式1を用いるほか、パーソナルコンピュータ等により作成し、又は原稿用紙を使用しても構わない。

③ 自己アピール文（参考様式2、A4縦長、横書き）

応募の動機を含め、これまでの経歴、実績等を踏まえて、公社にどのように貢献できるかを2,000字程度で作成すること。

参考様式2を用いるほか、パーソナルコンピュータ等により作成し、又は原稿用紙を使用しても構わない。

④ 返信用封筒（長形3号定形 12cm×23.5cm）

あて先及び氏名を明記し、84円切手を貼付したもの（書類選考の結果通知に使用する。）

※提出書類は、日本語で記載すること。

(3) 申込書受付期間、提出先

- ・受付期間は、令和2年10月19日（月）から令和2年12月25日（金）（必着）まで。
- ・郵送による受付のみとし、封筒の表に「役員（常務理事）応募」と朱書すること。

4 選考方法

公社役員（常務理事）候補者選考委員会（以下「選考委員会」という。）が、小論文及び自己アピール文の審査（1次選考）と面接審査（2次選考）を行う。

(1) 1次選考

小論文及び自己アピール文を審査

（応募時に提出された小論文及び自己アピール文を審査する。）

(2) 2次選考

面接審査

主な質問事項（例示）

- ① 公社の役員に就任する心構え
- ② これまでの経験・実績を踏まえた公社での知識・能力の活用方法
- ③ 自立した経営体の確立に向けた戦略的な方策

(3) 面接審査は令和3年1月下旬を予定（詳細な日程等は面接審査対象者に別途通知する。）

(4) 1次選考合格者に対し、2次選考を行い、最終合格者を決定する。（選考結果については別途通知する。）なお、選考の結果、合格者がいない場合もある。また、電話等による合否の照会には応じられない。

5 選考結果

選考委員会は、審査の結果、役員（常務理事）として適格性を有すると判断された者を、役員（常務理事）候補者として、公社理事長に推薦する。なお、選考委員会からは、役員（常務理事）候補者として推薦するものであり、この推薦により役員（常務理事）に決定となるものではない。

6 役員（常務理事）内定者の決定

公社理事長は、役員（常務理事）候補者として推薦された者の中から1名を役員（常務理事）内定者として決定する。

この決定結果については、令和3年2月中旬（予定）に応募者へ通知する。

7 役員（常務理事）任命

役員（常務理事）内定者について、公社理事長が、令和3年7月1日付け（ただし、状況により令和3年7月1日以前に採用される場合がある。）で役員（常務理事）として任命する。

※公社役員に就任した場合には、公社定款13条の規定により、任命権者の許可を受けた場合を除き、「営利を目的とする団体の役員となり、又はみずから営利事業に従事」することはできない。

8 任期、報酬等

- (1) 役員（常務理事）として任期は、令和3年7月1日（ただし、令和3年7月1日以前に就任した場合はその日）から3年間。
- (2) 役員（常務理事）には、公社の役員の報酬等に関する規程に基づき報酬及び通勤手当を支給する。

参考：報酬の年額（現行） 約760万円

ただし、「大阪府の出資法人等への関与事項を定める条例」（平成18年3月28日大阪府条例第71号）に基づく経営評価の結果により増減する場合がある。また、退職金は支給しない。

- (3) 勤務地は、公社本社（大阪市中央区今橋2丁目3番21号 藤浪ビル内）
- (4) 法定福利（年金、健康保険）は、全国健康保険協会に加入

9 関連情報

公社の関連資料は公社ホームページに掲載しており、自由に閲覧又はダウンロードできる。

URL <http://www.osaka-kousha.or.jp/x-info/invitation.html>

10 個人情報の取扱い

応募書類等送付された個人情報は、公社役員（常務理事）候補者選考実施の円滑な遂行のために用い、それ以外の目的には使用しない。また、公社個人情報保護規程に基づき適正に管理する。

1 1 問合せ・応募申込先

〒541-0042

大阪府中央区今橋2丁目3番21号 藤浪ビル内

大阪府住宅供給公社 総務企画部総務課

電 話 06-6203-5207 FAX 06-6203-7184

E-mail saiyo@osaka-kousha.or.jp

役員（常務理事）の職務内容書

【職務内容】

- 本常務理事は、理事長を補佐して公社の業務を掌理し、理事長に事故あるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行う。
- 本常務理事の職務分担は、「住まうビジョン・大阪（大阪府住生活基本計画）」に基づく取り組みの推進、財務基盤の強化、安定的な賃貸住宅経営、自立した組織体制の構築などに関する事項（具体的な内容）
 - ・「住まうビジョン・大阪（大阪府住生活基本計画）」に基づく、民間では十分に対応できない住宅の供給や、地域まちづくりへの貢献、府の住宅・まちづくり政策の課題に即した事業の展開に関すること。
 - ・令和3年度からの次期経営計画の策定に関すること。
 - ・平成30年4月に策定した「笑顔のくらしを！変革し続ける企業」という経営理念及びこの経営理念を具体化した長期ビジョンとして策定した「将来ビジョン2050」の実現に関すること。
 - ・財務基盤の強化を図るための借入金残高の計画的削減、公社債券の格付け（AA－安定的）維持及び計画的な発行に関すること。
 - ・創意工夫を凝らした公社賃貸住宅の安心居住・安定経営に関すること。
 - ・自立した組織体制の整備を図るための業務内容や業務量に応じた効率的な組織体制の構築、プロパー職員の育成・登用に関すること。
 - ・財務情報の透明性、正確性の保持、危機管理体制の充実、コンプライアンスの徹底等の内部統制の強化に関すること。
 - ・府営住宅指定管理者制度に基づく管理・運營業務に関すること。
 - ・その他、経営計画の着実な実現を図るための理事長が定める職務に関すること。

参 考

【主な事業概要】

- 約22,000戸の公社賃貸住宅の管理・運営
- 「住まうビジョン・大阪（大阪府住生活基本計画）」に基づく取り組みの推進
- 地方自治法に基づく指定管理者制度による府営住宅約32,000戸の管理・運営及び公営住宅法に基づく管理代行制度による府営住宅約12万戸の計画修繕業務

【経営の基本方針】

- 「大阪府住宅供給公社経営計画（平成24～33年度）」（平成24年4月公表・平成29年4月改定）において、大阪府の政策を補完する役割を担いつつ、資金調達力や経営企画力を備えた自立した経営体をめざすという、今後10年間の役割と方向性を明確にした経営の基本方針を策定（令和3年度内に新たな経営計画を策定する見込み）